令和８年度　第１回
石狩市市民参加制度調査審議会

令和８年１１月６日（金）１８:００～
石狩市役所２階　２０１会議室

会議次第

１．開　会

２．会　長　・　副会長選出

３．諮　問

４．協議事項

⑴ 第１３次審議会の運営ルールについて

⑵ 第１３次審議会の審議内容について

５．議　題

⑴ 令和７年度 市民参加手続の実施運用状況の評価等について

６．その他

７．閉　会

◆委　員　名　簿◆

役職	新任 継続	氏名	選任区分	現所属
委員	新規	高宮　則夫	学識経験者	NPO 法人　公共環境研究機構
	新規	新　　力	団 体 推 薦	石狩商工会議所青年部
	新規	穴田　めぐみ	団 体 推 薦	NPO 法人ひとまちつなぎ石狩
	新規	岩尾　美映	一 般 公 募	
	新規	今野　博之	一 般 公 募	
	新規	松谷　初代	一 般 公 募	
	新規	本間　隆斗	一 般 公 募	
	新規	佐藤　聡美	一 般 公 募	
	継続	大川　　実	市　職　員	企画政策部企画課長
事務局	時﨑　宗男	環境市民部長		
	青山　昌弘	環境市民部広聴・市民生活課長		
	田口　聖悟	環境市民部広聴・市民生活課　主査		
	柴田　春奈	環境市民部広聴・市民生活課　主査		
	斉藤　学	環境市民部広聴・市民生活課　主任		

2．会長・副会長選出

会　長　：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

副会長　：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※互選により決定

３．諮　問

石聴生第　　号

令和８年１１月　　日

石狩市市民参加制度調査審議会　会長　様

石狩市長　加　藤　龍　幸

市民参加制度に関する諮問

石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例第２８条の規定に基づき、市民参加手続の実施運用状況の評価等について、貴審議会の意見を伺います。

４．協議事項

（１）第１３次審議会の運営ルールについて

【これまでの「石狩市市民参加制度調査審議会」の運営ルール】

① 議事録の作成

・議事録は全文を記録する。
・議事録の内容は、出席委員全員で確認する。
・出席委員の確認終了後、会長の署名により議事録を確定する。

② 傍聴者の意見提出

・傍聴者が書面で感想や意見を提出することを認める。

（２）第１３次審議会の審議内容について

① 審議項目

・市民参加手続の実施運用状況の評価等について

② スケジュール

令和８年度　第１回 (令和８年 11 月６日)	・令和７年度の市民参加手続の実施運用状況の評価等について
令和９年度　第１回 (令和９年 10～11 月頃)	・令和８年度の市民参加手続の実施運用状況の評価等について ・答申案について

５．議　題

（１）令和７年度 市民参加手続の実施運用状況の評価等について

資料１　　市民参加手続の実施状況
資料２　　審議会等の開催状況
資料３　　パブリックコメント手続等の実施状況

◆ 資　　料 ◆

資料１　令和７年度　市民参加手続の実施状況

資料２　令和７年度　審議会等の開催状況

資料３　令和７年度　パブリックコメント手続等の実施状況

資料４　（第１２次）市民参加手続の実施運用状況の評価等に関する答申

資料５　石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例（市民の声を活かす条例）

資料６　石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例（市民の声を活かす条例）施行規則

資料７　石狩市民掲示板『あいボード』設置一覧

資料８　デジタル配信等について

参　考　市民参加手続マニュアル

令和７年度 市民参加手続の実施状況

資料1

手続の手法	令和6年度		令和7年度		増減	
	件数 (担当課)	参加人数	件数 (担当課)	参加人数	件数	参加人数
審議会等	40件	1091人	39件	1088人	△ 1件	△ 3人
パブリックコメント	17件	148人	16件	18人	△ 1件	△ 130人
縦覧・意見書提出	1件	0人	2件	0人	1件	0人
ワークショップ・市民会議	0件	0人	0件	0人	0件	0人
その他（意見交換会・ インタビュー）	0件	0人	6件	472人	6件	472人
その他（アンケート）	4件	4,049人	5件	1,655人	1件	△ 2,394
合　計	62件	5,288人	68件	3,233人	6件	△ 2,055

令和7年度　審議会等の実施状況

資料2

この資料は、「市民参加手続のテーマ」ごとに、どのような手法を使って市民参加手続を行ったかをまとめたものです。
終了月日は、審議会であれば答申日（審議会開催日と必ずしも一致しません）、パブリックコメントであれば意見を募集した期限日など、市民参加手続を終えた月日を記載しています。参加人数のうち審議会等については、諮問案件を審議した回、市民参加手続の対象となる議案を審議した回に出席した委員の数の合計です。

担当課	審議会等名称	回	手続の手法	市民参加手続（諮問、答申等）案件のテーマ	実施日	参加人数（出席委員数）	傍聴	公開	諮問案件の審議	議事録確定日	開催から議事録確定までの期間
総務課	表彰審査委員会	1	審議会	令和７年度石狩市表彰候補者の選考について	R7.10.1	7	-	非公開	○	-	-
	情報公開・個人情報保護審査会	1	審議会	令和６年度情報公開・個人情報保護制度実施状況報告	R7.5.14	5	0	○	-	5月27日	13
	-	-	パブリックコメント	石狩市公告式条例の一部改正について	R7.9.30	0	-	-	-	-	-
契約課	指定管理者選定委員会	1	審議会	指定管理者の候補者選定について	R7.10.27	非公開	-	非公開	-	-	-
企画課	総合戦略推進懇話会	1	審議会	第２期総合戦略の令和6年度実施事業の点検・評価及び総括	R7.8.1	13	0	○	-	9月1日	31
	総合戦略推進懇話会	2	審議会	フィールドワーク（市内現地視察）	R7.10.14	8	0	-	-	-	-
	総合計画策定審議会	1	審議会	第６期石狩市総合計画の策定について	R8.1.19	23	1	○	○	2月20日	32
	総合計画策定審議会	2	審議会	構成案・骨子案について	R8.3.26	18	0	○	○	3月31日	5
	-	-	パブリックコメント	厚田地域協議会及び浜益地域協議会条例の制定について	R7.9.30	0	-	-	-	-	-
	-	-	パブリックコメント	石狩市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について	R8.1.9	1	-	-	-	-	-
	-	-	パブリックコメント	石狩市強靭化計画の改定について	R8.1.19	0	-	-	-	-	-
	-	-	インタビュー	（総合計画策定）第２回いしかり地産地活博来場者意見聴取	R7.11.29	129	-	-	-	-	-
	-	-	インタビュー	（総合計画策定）はたちのつどい来場者意見聴取	R8.1.11	155	-	-	-	-	-
	-	-	アンケート	（総合計画策定）第６期石狩市総合計画の検討に向けた市民意識調査	R8.2.28	34	-	-	-	-	-
	-	-	アンケート	（総合計画策定）市内小中学校への意見聴取	R8.2.15	1,222	-	-	-	-	-
	-	-	意見交換	（総合計画策定）石狩ミライゆる会議来場者意見交換	R8.2.18	30	-	-	-	-	-
	地域公共交通活性化協議会	1	審議会	地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について　ほか	R7.4.24	16	1	○	-	5月23日	29
	地域公共交通活性化協議会	2	審議会	地域公共交通確保維持改善事業に係る計画認定申請について　ほか	R7.6.23	21	14	○	-	7月22日	29

担当課	審議会等名称	回	手続の手法	市民参加手続（諮問、答申等）案件のテーマ	実施日	参加人数（出席委員数）	傍聴	公開	諮問案件の審議	議事録確定日	開催から議事録確定までの期間
交通政策課	地域公共交通活性化協議会	3	審議会	石狩庁舎以北の公共交通について	R7.8.21	22	4	○	-	8月28日	7
	地域公共交通活性化協議会	4	審議会	石狩庁舎以北の代替交通（修正案）について（継続協議） ほか	R7.9.10	21	5	○	-	9月11日	1
	地域公共交通活性化協議会	5	審議会	石狩庁舎以北の代替交通（修正案）について（継続協議）ほか	R7.10.28	15	1	○	-	10月29日	1
	地域公共交通活性化協議会	6	審議会	地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について ほか	R7.12.24	23	3	○	-	1月5日	12
	地域公共交通活性化協議会	7	審議会	石狩市地域公共交通利便増進実施計画（案） ほか	R8.1.26	24	書面開催	書面開催	-	1月26日	0
	地域公共交通活性化協議会	8	審議会	地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統維持に係る事業）の計画変更	R8.3.9	24	0	○	-	3月9日	0
	自転車活用推進協議会	1	審議会	令和７年度の自転車活用推進の取組について	R8.3.27	8	0	○	-	4月6日	10
交通政策課・環境保全課	-	-	意見交換	庁舎以北の代替交通・石狩市火葬場の統合について	R8.7.31	134	-	-	-	-	-
商工労働課	地場企業等活性化審議会	1	審議会	第５次石狩市地場企業等活性化計画の取組状況について	R7.8.22	6	0	○	-	9月22日	31
農政課	-	-	パブリックコメント	石狩市鳥獣被害防止計画（案）について	R8.1.5	0	-	-	-	-	-
	-	-	パブリックコメント	石狩市農村滞在型余暇活動機能整備計画書（案）について	R8.3.2	0	-	-	-	-	-
財政課	使用料、手数料等審議会	1	審議会	障がい者に関する使用料等の減免について	R7.12.25	8	0	○	○	1月9日	15
	行政改革懇話会	1	審議会	令和７年度石狩市予算概要と令和8年度予算編成に向けて	R7.8.26	5	0	○	-	9月24日	29
	行政改革懇話会	2	審議会	行政改革大綱2026 実施計画の実施状況（成果）についてほか	R8.3.25	5	0	○	-	3月31日	6
	-	-	パブリックコメント	障がい者に関する使用料等の減免について	R7.9.30	0	-	-	-	-	-
	-	-	パブリックコメント	（対象施設追加）障がい者に関する使用料等の減免について	R7.11.30	0	-	-	-	-	-
環境政策課	環境審議会	1	審議会	石狩市地球温暖化対策推進計画（事務事業編）の改定につ いて（諮問）ほか	R7.8.5	9	3	○	○	9月18日	44
	環境審議会	2	審議会	石狩市一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定について（諮問）ほか	R7.11.25	8	1	○	○	12月24日	29
	環境審議会	3	審議会	（仮称）北海道厚田風力発電事業に係る環境影響評価準備書について（東急不動産株式会社）（諮問）ほか	R8.3.27	9	6	○	○	5月7日	41
	-	-	パブリックコメント	石狩市地球温暖化対策推進計画【事務事業編】の改定について	R8.2.13	1	-	-	-	-	-

担当課	審議会等名称	回	手続の手法	市民参加手続（諮問、答申等）案件のテーマ	実施日	参加人数（出席委員数）	傍聴	公開	諮問案件の審議	議事録確定日	開催から議事録確定までの期間
環境保全課	-	-	パブリックコメント	石狩市火葬場の統合について	R7.9.30	0	-	-	-	-	-
	-	-	アンケート	石狩市火葬場の統合について	R7.8.20	172	-	-	-	-	-
石狩海浜植物保護センター	石狩浜海浜植物保護センター運営委員会	1	審議会	令和７年度事業計画の修正について　ほか	R7.10.27	7	2	○	-	11月19日	23
	石狩浜海浜植物保護センター運営委員会	2	審議会	令和８年度事業計画についてほか	R8.2.6	8	0	○	-	3月2日	24
	-	-	パブリックコメント	アカモズアクションプランの策定について	R7.4.30	5	-	-	-	-	-
広聴・市民生活課	市民参加制度調査審議会	1	審議会	市民参加手続の実施運用状況の評価等について　ほか	R7.10.23	7	1	○	○	11月7日	15
	市民共同参画推進委員会	1	審議会	令和７年度男女共同参画実施事業について（協議事項）ほか	R7.6.9	10	0	○	-	6月30日	21
	市民共同参画推進委員会	2	審議会	第4次石狩市男女共同参画計画進捗状況について（令和6年度）について　ほか	R7.8.29	9	1	○	-	9月12日	14
	市民共同参画推進委員会	3	審議会	（協議事項）第５次共同参画計画（仮称・案）について　ほか	R7.11.27	10	1	○	-	12月25日	28
	市民共同参画推進委員会	4	審議会	（報告事項）パブリックコメント実施結果について　ほか	R8.2.2	10	書面開催	書面開催	-	2月19日	17
	-	-	パブリックコメント	第5次石狩市共同参画計画（仮称）の策定について	R8.1.23	0	-	-	-	-	-
	-	-	アンケート	男女共同参画意識に関するアンケート	R7.7.15	221	-	-	-	-	-
福祉総務課	社会福祉審議会	1	審議会	予防接種の自己負担額について（高用量インフルエンザワクチン）	R8.1.30	6	0	○	○	3月25日	54
	福祉有償運送運営協議会	1	審議会	福祉有償運送事業更新登録申請について	R8.2.6	9	書面開催	書面開催	-	2月6日	0
障がい福祉課	障害者総合支援認定審査会	12	審議会	障害者総合支援法に基づく介護給付等申請者の障害支援区分の審査	毎月	110	-	非公開	-	-	-
	障がい者福祉計画策定委員会	1	審議会	第4期石狩市障がい者計画の進行状況評価報告についてほか	R7.8.22	7	0	○	-	9月18日	27
	手話基本条例推進懇話会	1	審議会	石狩市の手話推進事業について（協議事項）ほか	R7.7.24	9	0	○	-	8月22日	29
	手話基本条例推進懇話会	2	審議会	R6-7 意見集約について次期方針への反映に関する協議　ほか	R7.10.24	9	1	○	-	11月21日	28
	手話基本条例推進懇話会	3	審議会	R6-7 石狩市手話基本条例推進懇話会意見書について	R8.2.9	7	0	○	-	2月25日	16
	介護認定審査会	90	審議会	要支援・要介護の審査・判定について	随時開催	180	-	非公開	-	-	-

担当課	審議会等名称	回	手続の手法	市民参加手続（諮問、答申等）案件のテーマ	実施日	参加人数（出席委員数）	傍聴	公開	諮問案件の審議	議事録確定日	開催から議事録確定までの期間
高齢者支援課	介護保険事業運営推進協議会	1	審議会	石狩市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について　ほか	R7.8.4	9	1	○	-	10月7日	64
	介護保険事業運営推進協議会	2	審議会	石狩市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について　ほか	R7.10.28	9	0	○	-	2月10日	105
健康推進課	健康づくり推進協議会	1	審議会	石狩市健康づくり計画（第3次）の進捗状況について	R7.10.17	11	0	○	-	11月10日	24
	自殺対策推進協議会	1	審議会	石狩市の自殺の実態及び石狩市自殺対策行動計画の進捗状況について　ほか	R8.1.27	10	0	○	-	2月25日	29
スポーツ健康課	-	-	意見交換	石狩市営プール整備に関する意見交換	R7.9.29	18	-	-	-	-	-
国民健康保険課	国民健康保険運営協議会	1	審議会	石狩市国民健康保険税の改定について　ほか	R7.8.29	8	0	○	○	10月2日	34
	国民健康保険運営協議会	2	審議会	石狩市国民健康保険税の改定について　ほか	R8.2.2	10	0	○	○	3月5日	31
こども政策課	子ども・子育て会議	1	審議会	乳児等通園支援事業の設置認可について（諮問）ほか	R7.5.19	7	0	○	○	6月19日	31
	子ども・子育て会議	2	審議会	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（運営基準）について（諮問）	R8.1.29	6	0	○	○	2月27日	29
	子ども・子育て会議	3	審議会	乳児等通園支援事業の実施事業者にかかる認可及び確認について（諮問）　ほか	R8.3.12	12	0	○	○	4月10日	29
子育て支援課	-	-	アンケート	石狩市立保育園開放事業にかかる給食費等の設定について	R7.5.30	6	-	-	-	-	-
はまます保育園	-	-	意見交換	はまます保育園の小規模保育事業所への移行に関する意見交換会	R7.7.8	6	-	-	-	-	-
建設総務課	都市計画審議会	1	審議会	立地適正化計画の見直しについて　ほか	R7.5.27	8	0	○	-	6月25日	29
	都市計画審議会	2	審議会	札幌圏都市計画道路の変更（案）（石狩市決定）についてほか	R7.11.6	7	0	○	○	12月11日	35
	都市計画審議会	3	審議会	札幌圏都市計画道路の変更（案）（石狩市決定）についてほか	R8.1.28	9	0	○	○	3月4日	35
	-	-	パブリックコメント	市街化調整区域における産業系土地利用に関する基本方針の策定について	R7.12.8	9	-	-	-	-	-
	-	-	パブリックコメント	都市計画公園（港公園）の廃止について	R7.12.8	1	-	-	-	-	-
	-	-	縦覧	札幌圏都市計画道路（屯田・紅葉山通）の変更案について	R8.1.19	0	-	-	-	-	-
	-	-	縦覧	札幌圏都市計画公園（港公園）の変更案について	R8.1.19	0	-	-	-	-	-
建築住宅課	空家等対策協議会	1	審議会	危険な空家の状況について	R7.10.8	7	0	○	-	10月17日	9

担当課	審議会等名称	回	手続の手法	市民参加手続（諮問、答申等）案件のテーマ	実施日	参加人数（出席委員数）	傍聴	公開	諮問案件の審議	議事録確定日	開催から議事録確定までの期間
水道営業課	水道事業運営委員会	1	審議会	水道事業の概要について	R7.5.22	6	0	○	-	6月16日	25
下水道課	下水道事業運営委員会	1	審議会	現地視察	R7.8.26	4	-	-	-	-	-
	下水道事業運営委員会	2	審議会	石狩市生活排水処理基本計画の中間見直しについて　ほか	R8.1.14	9	0	○	○	2月27日	44
	-	-	パブリックコメント	石狩市公共下水道事業計画の変更について	R8.2.6	0	-	-	-	-	-
総務企画課	教育委員会外部評価委員会	1	審議会	教育委員会点検・評価報告書（令和6年度）について	R7.8.27	3	0	○	-	9月12日	16
学校教育課	奨学審議委員会	1	審議会	令和７年度奨学生の選考について	R7.7.1	8	-	非公開	○	7月1日	0
	-	-	パブリックコメント	特認入学指定校の入学手続きの見直しについて	R7.9.30	1	-	-	-	-	-
	学校部活動の地域連携・地域移行等に関する関係機関等協議会	1	審議会	石狩市学校部活動における合同部活動の導入又は地域人材を活用した部活動指導員等の配置等の地域連携及び多様な組織・団体が運営する地域クラブ活動での受け皿を確保する等の地域移行の在り方について	R7.11.20	9	0	○	-	12月1日	11
	学校部活動の地域連携・地域移行等に関する関係機関等協議会	2	審議会	石狩市学校部活動の地域連携・地域移行等における拠点校方式の導入について	R7.12.23	12	書面開催	書面開催	-	1月8日	16
教育支援課	いじめ問題対策連絡協議会	1	審議会	令和６年度いじめの状況について　ほか	R7.12.23	9	0	○	-	2月17日	56
学校給食センター	学校給食センター運営委員会	1	審議会	学校給食費の保護者負担額の軽減について	R7.12.22	8	0	○	-	1月16日	25
社会教育課	社会教育委員の会議	1	審議会	（報告事項）令和7年度石狩管内社会教育委員連絡協議会総会について　ほか	R7.7.11	13	0	○	-	8月22日	42
	社会教育委員の会議	2	審議会	令和７年度社会教育委員の取組について　ほか	R7.10.30	10	0	○	-	12月4日	35
	社会教育委員の会議	3	審議会	令和8年度主要な社会教育事業の概要（案）について　ほか	R8.3.24	11	0	○	-	3月31日	7
文化財課	文化財保護審議会	1	審議会	「紅葉山33号遺跡出土の漆塗り弓（文様入り）」の石狩市指定文化財指定について（答申）	R7.6.9	6	0	○	○	12月19日	193
石狩市民図書館	石狩市民図書館協議会	1	審議会	図書館要覧について　ほか	R7.9.3	7	0	○	-	11月10日	68
	石狩市民図書館協議会	2	審議会	主な事業の開催状況についてほか	R8.3.25	7	0	○	-	4月17日	23
	厚田区地域協議会	1	審議会	厚田アクアレール実行委員会の解散について　ほか	R7.4.24	11	0	○	-	6月19日	56
	厚田区地域協議会	2	審議会	「石狩市厚田地域協議会及び浜益地域協議会条例」案についてほか	R7.7.1	13	0	○	-	8月18日	48

担当課	審議会等名称	回	手続の手法	市民参加手続（諮問、答申等）案件のテーマ	実施日	参加人数（出席委員数）	傍聴	公開	諮問案件の審議	議事録確定日	開催から議事録確定までの期間
厚田支所地域振興課	厚田区地域協議会	3	審議会	厚田区地域協議会第10期総括及び引継ぎ事項について	R7.9.12	14	書面開催	書面開催	-	9月12日	0
	厚田区地域協議会	4	審議会	石狩市過疎地域持続的発展市町村計画の策定に係る審議について（諮問）ほか	R7.10.14	12	2	○	○	11月21日	38
	厚田区地域協議会	5	審議会	答申案「石狩市過疎地域持続的発展市町村計画について」（報告）ほか	R7.11.27	8	1	○	○	12月25日	28
	厚田区地域協議会	6	審議会	第11期厚田区地域協議会総括について	R8.3.19	9	0	○	-	4月7日	19
浜益支所地域振興課	浜益区地域協議会	1	審議会	令和8年度以降の地域自治区振興事業について　ほか	R7.4.23	10	1	○	-	5月16日	23
	浜益区地域協議会	2	審議会	令和8年度以降の地域自治区振興事業について　ほか	R7.6.26	9	1	○	-	7月25日	29
	浜益区地域協議会	3	審議会	「石狩市厚田地域協議会及び浜益地域協議会条例」案についてほか	R7.7.30	8	1	○	-	8月25日	26
	浜益区地域協議会	4	審議会	第10期総括・次期委員への引継ぎ事項の検討について　ほか	R7.8.27	8	0	○	-	11月4日	69
	浜益区地域協議会	5	審議会	第10期総括・次期委員への引継ぎ事項の検討について　ほか	R7.9.25	9	0	○	-	11月4日	40
	浜益区地域協議会	6	審議会	石狩市過疎地域持続的発展市町村計画の達成状況に関する評価について　ほか	R7.10.27	9	0	○	○	11月26日	30
	浜益区地域協議会	7	審議会	石狩市過疎地域持続的発展市町村計画の策定に係る答申（案）について　ほか	R7.11.26	7	1	○	○	1月8日	43
	浜益区地域協議会	8	審議会	浜益デマンド交通事業についてほか	R7.12.17	6	0	○	-	1月28日	42
	浜益区地域協議会	9	審議会	新地域協議会の委員構成について　ほか	R8.1.28	7	0	○	-	2月27日	30
	浜益区地域協議会	10	審議会	浜益高齢者福祉サービスの体制について　ほか	R8.2.25	7	0	○	-	3月25日	28
	浜益区地域協議会	11	審議会	第11期浜益区地域協議会の総括ほか	R8.3.25	10	0	○	-	4月15日	21

【審議会の開催回数等の実績】

	審議会回数	出席委員数	傍聴者数	公開件数	諮問案件数	議事録公開数	公開までの所要日数
R7年度（審議会）合計	183	1,088	53	71	23	112	2,276
※参考 R6年度（審議会）合計	審議会回数	出席委員数	傍聴者数	公開件数	諮問案件数	議事録公開数	公開までの所要日数
	196	1,091	50	84	35	96	3,594

参考情報	報告年度分
①　公開審議会１回あたりの傍聴者数	0.75 人
②　議事録公開までの平均日数	20.3 日

	R6	R5	R4	R3	R2	R1	H30
参考	0.60人	1.49人	1.40人	1.93人	1.52人	1.08人	1.79人
	37.4日	28.7日	32.5日	25.1日	29.4日	38.1日	46.1日

令和７年度 パブリックコメントの実施状況

資料3

	市民参加手続のテーマ	担当課	期間	意見等の提出状況		意見等の反映状況				
				人数	件数	採用	不採用	記載済	参考	その他
1	アカモズアクションプランの策定について	自然保護課	4/1-4/30	5	19	7	0	0	0	12
2	石狩市公告式条例の一部改正について	総務課	9/1-9/30	0	0	0	0	0	0	0
3	厚田地域協議会及び浜益地域協議会条例の制定について	企画課	9/1-9/30	0	0	0	0	0	0	0
4	石狩市火葬場の統合について	環境保全課	9/1-9/30	0	0	0	0	0	0	0
5	障がい者に関する使用料等の減免について	財政課	9/1-9/30	0	0	0	0	0	0	0
6	特認入学指定校の入学手続きの見直しについて	学校教育課	9/1-9/30	1	1	0	0	0	0	1
7	（対象施設追加）障がい者に関する使用料等の減免について	財政課	11/1-11/30	0	0	0	0	0	0	0
8	市街化調整区域における産業系土地利用に関する基本方針の策定について	建設総務課	11/7-12/8	9	27	0	7	0	3	17
9	都市計画公園（港公園）の廃止について	建設総務課	11/7-12/8	1	2	0	0	0	0	2
10	石狩市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について	企画課	12/9-1/9	1	6	0	1	0	0	5
11	石狩市鳥獣被害防止計画（案）について	農政課	12/1-1/5	0	0	0	0	0	0	0
12	第5次石狩市共同参画計画（仮称）の策定について	広聴・市民生活課	12/24-1/23	0	0	0	0	0	0	0
13	石狩市強靭化計画の改定について	企画課	12/19-1/19	0	0	0	0	0	0	0
14	石狩市公共下水道事業計画の変更について	下水道課	1/5-2/6	0	0	0	0	0	0	0
15	石狩市地球温暖化対策推進計画【事務事業編】の改定について	環境政策課	1/13-2/13	1	1	1	0	0	0	0
16	石狩市農村滞在型余暇活動機能整備計画書（案）について	農政課	2/2-3/2	0	0	0	0	0	0	0
合　計			16案件（人/件）	18	56	8	8	0	3	37
				(1.1人)	(3.3人)	(0.5人)	(0.5人)	(0.0人)	(0.2人)	(2.2人)

◎過去の意見の検討結果

年度	案件	パブリックコメント							
		提出状況			反映状況				
		人数	件数	人/件	採用	不採用	記載済	参考	その他
平成27年度	19	36	124	1.9	29	22	8	35	30
平成28年度	27	26	56	1.0	12	16	6	6	16
平成29年度	19	11	49	0.6	15	10	6	5	13
平成30年度	11	55	199	5.0	15	76	5	12	91
令和元年度	18	22	65	1.2	5	15	1	16	28
令和2年度	28	82	95	2.9	11	17	8	10	49
令和3年度	19	57	195	3.0	31	40	14	11	99
令和4年度	11	8	34	0.7	0	0	5	2	27
令和5年度	18	242	284	13.4	52	44	16	26	146
令和６年度	17	148	220	8.7	27	28	5	6	44

年度	案件	縦覧	
		縦覧人数	意見書提出
平成27年度	1	17	38
平成28年度	0	0	0
平成29年度	3	2	5
平成30年度	1	0	0
令和元年度	2	0	0
令和2年度	1	0	0
令和3年度	0	0	0
令和4年度	1	0	0
令和5年度	2	0	0
令和６年度	1	0	0

資料4

令和７年１１月　７日

石狩市長　　加　藤　龍　幸　　様

石狩市市民参加制度調査審議会

会　長　　加　藤　光　治

市民参加手続の実施運用状況の評価等に関する答申

令和６年１０月１１日付石聴生第６０５号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

１．市民参加手続の実施運用状況の評価について

（１）令和５年度、令和６年度の実施状況について

令和５年度及び令和６年度の市民参加手続の実施状況につきましては、概ね適正に実施されていたと評価します。今後も職員一人一人が市民の声を活かす条例に則り、市民参加手続のより一層の管理・運用に努めてください。

２．市民参加制度の改善方策について

平成１４年４月１日に施行した「市民の声を活かす条例」について、第１２次審議会において、行政活動への市民参加の推進に関して議論を行った結果、次のとおり意見を付します。

（１）市民参加制度の改善方策について（令和６年１０月１１日審議分）

①議事録の未提出の解消について、議事録作成と確認作業の効率化を図る方法を検討してください。

（２）市民参加制度の改善方策について（令和７年１０月２３日審議分）

①パブリックコメントの参加率が低いので、参加率向上に繋がる方法を検討してください。

以上

資料5

○石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例

平成13年９月27日条例第24号

改正

平成19年９月25日条例第29号

平成20年６月26日条例第22号

石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例

目次

第１章　総則（第１条―第４条）

第２章　市民参加手続の実施による行政活動への市民参加の推進

第１節　通則（第５条―第10条）

第２節　審議会等（第11条―第15条）

第３節　パブリックコメント手続等（第16条―第19条）

第４節　公聴会（第20条―第23条）

第５節　その他の市民参加手続（第24条・第25条）

第３章　市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進（第26条・第27条）

第４章　市民参加制度調査審議会（第28条―第34条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、地域の独自性に根ざした自主的かつ総合的なまちづくりを進めることが今後の本市にとって極めて重要であるという認識に基づき、行政活動への市民参加を推進するために必要な事項を定めることにより、自治の主体である市民が持つ知識、経験、感性等をまちづくりに活かし、もって市民と市がより良いまちの姿をともに考え、その実現に向けて協働するような地域社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

２　この条例において「行政活動」とは、市民の福祉の増進を図ることを基本として市の機関が行うあらゆる活動をいう。

３　この条例において「市民参加手続」とは、市民の意見を反映した行政活動を行うため、その企

画立案の過程において、期日その他必要な事項をあらかじめ定めた上で、市の機関が市民の意見を聴くことをいう。

４　この条例において「パブリックコメント手続」とは、市の機関が作成した行政活動の原案について、書面等による意見を広く募集する方法で行う市民参加手続をいう。

（基本原則）

第３条　市の機関は、行政活動の効率性の確保に配慮しながら、行政活動への市民参加を図るための取組みを積極的に進めるものとする。

２　行政活動への市民参加は、行政活動を行うに当たり市の機関が負うべき義務と責任を軽減することにつながると解してはならない。

（制度の改善）

第４条　市は、この条例に定める行政活動への市民参加を推進するための制度が市民の考え方を適切に反映したものとなるよう、必要に応じ、随時その見直しを行うものとする。

第２章　市民参加手続の実施による行政活動への市民参加の推進

第１節　通則

（市民参加手続の実施）

第５条　市の機関は、別表に定める行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加手続を行わなければならない。

２　緊急その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、市民参加手続を行うことを要しない。この場合において、市の機関は、その理由がやんだ後速やかに、次の事項を公表するものとする。

（１）　市民参加手続を行うことができなかった行政活動の内容

（２）　市民参加手続を行うことができなかった理由

（３）　市民参加手続を行うことができなかった行政活動に関して市の機関が下した決定の内容及びその理由

（市民参加手続の内容及び時期）

第６条　市民参加手続は、その対象となる行政活動の性質、影響等及びその行政活動に対する市民の関心に応じ、適切な内容で行われなければならない。

２　市民参加手続は、その結果を市の機関の決定に活かすことができるように、適切な時期に行われなければならない。

３　市の機関は、規則等により、前２項に掲げる原則に基づき市民参加手続の内容及び時期を定め

る上で考慮すべき事項について具体的に示す細目を定めるものとする。

4　前項の規則等は、第28条の規定に基づき石狩市市民参加制度調査審議会の意見を聴き、かつ、パブリックコメント手続を行った上で定めるものとする。

（提出された意見等の取扱い）

第７条　市の機関は、市民参加手続を経て提出された意見、情報等（以下「提出された意見等」という。）を総合的かつ多面的に検討しなければならない。

2　市の機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに、次の事項を公表するものとする。ただし、その公表により石狩市情報公開条例（平成10年条例第26号）第８条第２項に定める不開示情報（以下「不開示情報」という。）が明らかになるときは、この限りでない。

（1）　提出された意見等の内容

（2）　提出された意見等の検討経過並びに検討結果及びその理由

（公表の方法等）

第８条　この章の規定に基づいて市民参加手続に関する事項を公表するときは、次のすべての方法によるものとする。この場合において、第３号に規定する方法での公表については、やむを得ない理由があるときは、事後に行うことができる。

（1）　市役所本庁舎及び担当窓口での供覧又は配布による必要事項の全部の公表

（2）　市内に設置する掲示板への掲示による必要事項の全部又は概要の公表

（3）　市広報紙への掲載による必要事項の全部又は概要の公表

（4）　インターネットを利用しての必要事項の全部又は概要の公表

2　前項の規定にかかわらず、その市民参加手続に関する事項を周知すべき者に対し、効果的かつ確実に必要事項を周知することができる方法が別にあると認められるときは、当該別の方法により周知すれば足りる。

3　市の機関は、市民参加手続に関する事項を公表したときは、あわせて、報道機関への情報提供その他の適切な方法により、公表した事項を市民に周知するよう努めるものとする。

（市民参加手続の予定及び実施状況の公表）

第９条　市長は、毎年度、その年度における市民参加手続の実施予定及び前年度における市民参加手続の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（制度の調整）

第10条　法令又は他の条例の規定により実施方法が定められている市民参加の手続を行う場合は、この章の規定は、適用しない。

第２節　審議会等

（審議会等）

第11条　審議会等（附属機関及びそれに類する合議制の組織をいう。以下同じ。）に付議する方法により行う市民参加手続の進め方及びその審議会等の構成については、前節及びこの節に定めるところによる。

（構成員）

第12条　審議会等の構成員には、正当な理由がある場合を除き、公募により選考された者を加えるものとする。この場合における公募及び選考の方法は、市の機関がその都度適切に定めるものとする。

２　前項に定めるもののほか、市の機関は、審議会等の構成員の選考に当たっては、その男女比に配慮する等の措置を講じることにより、審議会等における審議に市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。

３　市の機関は、毎年度、審議会等ごとに次の事項を公表するものとする。

（１）　構成員の氏名、選任の区分及び肩書

（２）　公募により選考された構成員がいない場合は、その理由

（会議の公開等）

第13条　審議会等の会議は、不開示情報が明らかになることその他の正当な理由がある場合を除き、公開する。

２　市の機関は、前項の原則に基づき、審議会等の会議の運営方法を定める条例、規則等の中で、その審議会等の会議を公開するかどうかの区分を定めるものとする。

３　市の機関は、審議会等の会議を傍聴しようとする者に対し、適切な利便を提供するよう努めるものとする。

（諮問事案等の公表）

第14条　市の機関は、審議会等にその意見の提出を求めるときは、原則としてその都度、その旨及び意見の提出を求める事案の内容を公表するものとする。

２　市の機関は、審議会等の会議の予定を公表するものとする。ただし、会議を公開しないとき及び緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

３　市の機関は、審議会等の検討の経過及びその結果を、必要に応じて公表するよう努めるものとする。

（議事録の作成）

第15条　市の機関は、審議会等の会議が開催されたときは、次の事項を明らかにした議事録を作成するものとする。

（１）　会議の日時、場所、出席者氏名及び傍聴者数

（２）　会議の議題

（３）　会議での検討に使用した資料等の内容

（４）　会議における発言の内容又は議事の経過

（５）　会議の結論

（６）　その他必要な事項

第３節　パブリックコメント手続等

（パブリックコメント手続等）

第16条　パブリックコメント手続その他の書面等による意見を広く募集する方法により行う市民参加手続の進め方については、第１節及びこの節に定めるところによる。

（意見の提出方法等）

第17条　パブリックコメント手続における意見の提出方法は、その記録性を確保できる範囲で、可能な限り多様な方法を認めるものとする。

２　パブリックコメント手続における意見の提出期間は、１月以上とする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見の提出期間を１月未満とすることができる。

（公表事項）

第18条　市の機関は、パブリックコメント手続を行うときは、次の事項を公表するものとする。

（１）　対象とする事案の内容

（２）　対象とする事案の処理方針についての原案及び関連事項

（３）　意見の提出先、提出方法及び提出期限

（４）　意見を提出することができる者の範囲

（５）　第７条第２項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期

（６）　その他必要な事項

（準用）

第19条　市の機関が、その原案作成前の行政活動について、書面等による意見を広く募集する方法により市民参加手続を行うときの手続は、前２条（前条第２号に掲げる事項の公表を除く。）の規定を準用する。

第４節　公聴会

（公聴会）

第20条　公聴会を開催する方法により行う市民参加手続の進め方については、第１節及びこの節に定めるところによる。

（公聴会開催の公表）

第21条　市の機関は、公聴会を開催するときは、第４号に掲げる意見の提出期限の１月前までに、次の事項を公表するものとする。

（１）　公聴会の開催日時及び開催場所

（２）　対象とする事案の内容

（３）　対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項

（４）　公述人となることができる者の範囲及び意見の提出期限

（５）　第７条第２項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期

（６）　その他必要な事項

２　市の機関は、その提出期限までに意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表する。

（公聴会の運営）

第22条　公聴会は、市の機関の長が指名する者が議長となり、主宰する。

２　公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために議長が発する指示に従わなければならない。

３　前２項に定めるもののほか、公聴会の運営に関する事項は、市の機関が規則等で定める。

（調書の作成等）

第23条　議長は、公聴会を開催した都度、次の事項を記録した調書を作成し、市の機関の長に提出するものとする。

（１）　公聴会の開催日時及び開催場所

（２）　公述人その他の参加者の氏名及び傍聴者数

（３）　対象とした事案の内容

（４）　公聴会で配布された資料等の内容

（５）　公述人の発言の内容及び質疑の内容

（６）　その他必要な事項

２　市の機関は、公聴会が終結したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された調書を公表

するよう努めるものとする。

第５節　その他の市民参加手続

（その他の市民参加手続）

第24条　前３節に定める方法以外の方法により行う市民参加手続（以下「その他の市民参加手続」という。）の進め方については、第１節及びこの節に定めるところによる。

（その他の市民参加手続実施の公表）

第25条　市の機関は、その他の市民参加手続を行うときは、次の事項を公表するものとする。

（１）　対象とする事案の内容

（２）　その他の市民参加手続の内容

（３）　日時及び場所を定めてその他の市民参加手続を行うときは、その日時及び場所

（４）　対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項

（５）　その他の市民参加手続に参加することができる者の範囲

（６）　第７条第２項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期

（７）　その他必要な事項

２　前項の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、その他の市民参加手続を行う期日の１月前までに行うものとする。

第３章　市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進

（市民意見の積極的な把握）

第26条　市の機関は、市民を対象とした継続的な意識調査を実施すること、市民と市職員との対話の機会を設けることその他適切な方法により、行政活動に関する市民の意見を積極的に把握するよう努めるものとする。

（市民が自発的に提出した意見の取扱い）

第27条　市の機関は、市民参加手続を経ずに提出された市民からの提案、要望、苦情等についても、その趣旨及び内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては、第７条の例により検討し、その結果等を公表するよう努めるものとする。

第４章　市民参加制度調査審議会

（設置）

第28条　次に掲げる事項について市の機関の諮問に応じ、又は市の機関に建議するため、石狩市市民参加制度調査審議会（以下「調査審議会」という。）を置く。

（１）　この条例の改正又は廃止に関する事項

（２） この条例に基づく規則等の制定、改正又は廃止に関する事項

（３） 市民参加手続の実施及び運用の状況の評価に関する事項

（４） 前３号に掲げるもののほか、行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項

（委員）

第29条 調査審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

（１） 学識経験者

（２） 市内において活動する団体が推薦する者

（３） 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって市長が行う公募に応じたもの

（４） 市職員

２ 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の４割を下回らないようにするものとする。

３ 市長は、第１項第３号に掲げる委員の数が５人を下回らないこととなるよう努めるものとする。

４ 市職員である委員の数は、２人を超えることはできない。

（任期）

第30条 調査審議会の委員（市職員である委員を除く。）の任期は、２年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２ 委員は、２期を超えて連続して再任されることはできない。

（会長及び副会長）

第31条 調査審議会に会長及び副会長各１人を置く。

２ 会長及び副会長は、市職員である委員を除く委員のうちから、委員の互選により定める。

３ 会長は、調査審議会を代表し、調査審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

４ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第32条 会議は、会長が招集する。

２ 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

３ 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するものとする。

４ 会長は、必要に応じ、会議に参考人の出席を求めることができる。

５ 会議は、公開する。

（庶務）

第33条 調査審議会の庶務は、環境市民部において処理する。

（委任）

第34条　この章に定めるもののほか調査審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成14年４月１日から施行する。ただし、第４章の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際既に着手され、又は着手のための準備が進められている行政活動であって、時間的な制約その他の理由により第２章に定めるところにより市民参加手続を行うことが困難と認められるものについては、同章の規定は、適用しない。

（石狩市情報公開条例の一部改正）

3　石狩市情報公開条例の一部を次のように改正する。

（次のよう省略）

附　則（平成19年９月25日条例第29号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成19年10月１日から施行する。

附　則（平成20年６月26日条例第22号）

この条例は、平成20年７月１日から施行する。

別表（第５条関係）

1	条例、規則等の規定のうち次に掲げる規定の制定又は改廃（第４号にあっては、制定又は改正）。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不適当であるものとして別に規則等で定める場合を除く。 （１）　分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類する料金の額、市税の税率（国民健康保険税にあっては、課税要素の額の算定方法）及び介護保険料の料率並びにそれらの減免等について定める規定 （２）　権利の制限又は義務の付加について定める規定

	（３） 前２号に掲げるもののほか、公益上の見地から市民がその活動を行うに当たり遵守すべき事項、果たすべき役割等について定める規定 （４） 公の施設の利用方法について定める規定 （５） 市政に関する情報開示、説明等を請求する権利について定める規定
２	市の計画（人事、財政及びもっぱら市の機関内部の事務処理に関する計画を除く。）の策定、改定（別に規則等で定める軽微なものを除く。）又は廃止
３	公の施設の新設、改良及び廃止の決定並びに設計の概要の決定。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不適当であるものとして別に規則等で定める場合を除く。
４	良好な環境の保全その他公益上の必要により行う行政指導の内容となるべき事項の決定又は改廃
５	次のいずれかに該当する法人に対する出資について定める予算の立案 （１） 市の出資の総額がその資本金、基本金等の総額の２分の１以上となることとなる法人 （２） 市の出資の総額が別に規則で定める額を超えることとなる法人
６	市の区域に適用される規制（市の条例、規則等に基づくものを除く。）の設定又は改廃に際し、市の機関が権原により行う意見の表明。ただし、市民が意見を述べる機会が別に設けられる場合を除く。
７	その他市民の関心が高いこと、市民生活に大きな影響があること等の事情により市民参加手続を行う必要があると認められる行政活動

備考　１の項第１号中の「課税要素」とは、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額及び子ども・子育て支援納付金課税額並びにそれぞれの限度額をいう。

資料6

○石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例施行規則

平成14年３月25日規則第２号

改正

平成20年６月26日規則第25号

石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例（平成13年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（市民参加手続の内容及び時期を定める上で考慮すべき事項の細目）

第２条　条例第６条第３項に規定する市民参加手続の内容及び時期を定める上で考慮すべき事項の細目は、別表のとおりとする。

（公聴会の運営に関する事項）

第３条　公聴会において公述を希望する者は、意見の要旨及び理由並びに市長が指定する事項を記載した書面を、条例第21条第１項の規定により市長が公表したところにより、提出しなければならない。

第４条　市長は、前条の書面を提出した者を公述人として決定するものとする。ただし、書面に記載された意見の内容が、公聴会の対象となる事案に関係がないときは、この限りでない。

２　前項の場合において、同じ趣旨の意見が多数提出されたときは、それらの意見を提出した者の中から市長が公述人を決定するものとする。

３　市長は、前２項の規定により公述人を決定したときは、速やかにその旨を本人に通知するものとする。

第５条　市長は、必要に応じ、公聴会に学識経験者、市職員その他の者を参考人として招致することができる。

第６条　議長は、公聴会において、市の原案に異議がある公述人から順に、その意見及び理由を陳述させるものとする。

２　公述人及び参考人は、その発言に当たっては議長の許可を得なければならない。この場合において、議長は、発言時間に制限を設けることができる。

３　議長は、傍聴人の発言を許可することができる。

４　議長及び参考人は、公述人及び発言を許可された傍聴人に質問をすることができる。

５　公述人及び発言を許可された傍聴人は、他の者に質問をすることができない。

６　公述人、参考人及び発言を許可された傍聴人は、事案の範囲を超えて発言することはできない。

７　公述人は、議長の承認を得て、陳述に代えて文書を提出し、又は代理人に陳述させることができる。

第７条　議長は、事案の範囲を超えて発言する者、不穏な言動をする者及び公聴会の秩序を乱す者に対して発言の中止又は退場を命ずることができる。

（条例、規則等の制定又は改廃のうち市民参加手続を義務付けないもの）

第８条　条例別表１の項ただし書に規定する常に市民参加手続を行うことが困難又は不適当であるものとして規則等で定める場合とは、次に掲げる場合とする。

（１）　法令に特別の定めがあることにより、その内容の決定に関する市の裁量権が著しく制限されている規定の制定又は改廃を行う場合

（２）　市民生活の安定その他の公益を図る上で、国又は地方公共団体における類似の事例や既に存在する事実上の標準等に準拠してその内容を決定することが、明らかに合理的と認められる規定の制定又は改廃を行う場合

（３）　その主な内容に実質的な変更が生じない規定の制定又は改廃を行う場合

（計画の改定のうち市民参加手続を義務付けないもの）

第９条　条例別表２の項に規定する規則等で定める軽微な計画の改定とは、その策定時からの状況の変化等を内容に反映するために行う定期的な計画の改定であって、既定の内容の主要な部分の変更を伴わないものとする。

（公の施設の新設、改良及び廃止の決定並びに設計の概要の決定のうち市民参加手続を義務付けないもの）

第10条　条例別表３の項ただし書に規定する常に市民参加手続を行うことが困難又は不適当であるものとして規則等で定める場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

（１）　市道、普通河川、市営住宅、上水道、下水道及び個別排水処理施設の新設及び改良の決定並びに設計の概要の決定の場合

（２）　公の施設の新設及び改良の決定であって、当該新設及び改良に係る事業費が2,000万円未満と見込まれる場合

（３）　公の施設の改良であって、法令等に基づく基準により当該施設に要求される構造及び機能等の水準を確保することを主な目的とする場合

２　市長は、公の施設を新設し、改良し、又は廃止しようとする場合には、市民参加手続を行うか否かにかかわらず、付近住民の生活に支障を与えないよう、十分な説明と配慮をするものとする。

（市民参加手続の対象となる出資の基準額）

第11条　条例別表５の項第２号に規定する規則で定める額とは、1,000万円（地方公共団体に対するものを除く。）とする。

附　則

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成20年６月26日規則第25号）

この規則は、平成20年７月１日から施行する。

別表（第２条関係）

	大項目	小項目	内容
1	全般的事項	全般的事項	（１）　市民参加手続の対象となる行政活動のうち、特に重要と認められる事案については、複数の方法の市民参加手続を組み合わせて行うよう配慮すること。 （２）　市民参加手続の対象となる行政活動によって重大な影響を受ける者がいることが明らかなときは、個別に意見を聴くなどの措置を講ずる場合を除き、その者が意見を表明できるような方法の市民参加手続を行うよう配慮すること。
2	市民参加手続の内容を定める上で考慮すべき事項	審議会等	（１）　次のいずれかに該当し、かつ、限定された数の市民の合議による検討の結果を聴いた上で事案の処理方針を決定する必要があると認められる場合には、審議会等に付議することを原則とすること。 ア　その行政活動の処理方針を決定する上で専門的立場からの知見、判断等が必要と認められるとき。 イ　その行政活動の処理方針の決定内容について、その中立性及び客観性が特に強く求められるとき。 ウ　その行政活動の対象となる事案について市民の中に相反する利害が存在し、利害関係者の話合いによりその調整が求められるとき。
			（２）　前号に規定するもののほか、広い範囲の市民に影響が及ぶ事案について審議会等に付議する場合には、次のいずれかの措置を講ずることを原則とする。

			ア　その審議会等の構成員に公募により選考された者を加えること。 イ　その審議会等への付議のほか、パブリックコメント手続を行うこと。
		パブリックコメント手続	(1)　市民参加手続の対象となる行政活動については、他の方法による市民参加手続を行う場合を除き、パブリックコメント手続を行うこと。 (2)前号に規定するもののほか、広い範囲の市民に影響が及ぶ事案について複数の方法で市民参加手続を行うときは、その中にパブリックコメント手続を含めることを原則とすること。
		公聴会	次のいずれにも該当する場合には、公聴会を開催することを原則とすること。 (1)　事案の処理方針の原案に対して反対意見又は賛否の意見が存在すると認められる場合 (2)　事案の処理方針を決定するに当たり、それらの意見の主張者から、意見の趣旨などを直接聴く必要があると認められる場合 (3)　対象となる事案について市民の関心が高いなどにより、意見を聴く過程を広く市民に周知する必要があると認められる場合
		ワークショップ等	極めて早い時期から市民参加手続を行うことが適当と認められる場合には、ワークショップなど市民と市職員が自由な議論を行うことを通して合意形成を図るような方法の市民参加手続を行うことを検討すること。
3	市民参加手続を行う時期を定める	市民参加手続を行う時期を定める	市民参加手続を行う時期は、次の項目について総合的に検討した上で定めるものとする。 (1)　その行政活動を行う意図や背景などは、市民にどの程度

	上で考慮すべき事項	上で考慮すべき事項	理解されているか。 （２） その行政活動について市民が検討する上で必要となる情報を、どの程度正確に提供できるか。 （３） その行政活動に対する市民の積極的な支持はどの程度必要か。 （４） その行政活動の合理性を確保する上で、市民の個別の価値観と市全体の公益をどのように調和させることが必要か。

資料7

あい・ボード設置一覧（33箇所）

No.	設置場所	種別	住所
1	市役所1階ロビー	公共施設	石狩市花川北6条1丁目30番地2
2	りんくる1階ロビー	公共施設	石狩市花川北6条1丁目41番地1
3	厚田支所総務課	公共施設	厚田区厚田18番地
4	浜益支所総務課	公共施設	浜益区浜益2番地3
5	石狩市民図書館	公共施設	花川北7条1丁目26番地
6	花川北コミュニティセンター	公共施設	花川北3条2丁目198番地1
7	花川南コミュニティセンター	公共施設	花川南6条5丁目27番地2
8	八幡コミュニティセンター	公共施設	八幡2丁目332番地12
9	(株)ラルズ　ビックハウス花川店	小売店	樽川6条1丁目5番地
10	コープさっぽろいしかり店	小売店	花川北3条3丁目9番地2
11	ラッキー花川南店	小売店	花川南9条4丁目83番地
12	ラルズマート花川南店	小売店	花川南4条3丁目45番地
13	イオンスーパーセンター石狩緑苑台店	小売店	緑苑台中央1丁目2番地
14	北海道銀行花川支店	金融機関	花川北3条3丁目11番地
15	石狩観光センター	公共施設	親船町107番地
16	B＆G海洋センター	公共施設	石狩市花畔337番地4
17	北海道信用金庫石狩支店	金融機関	花川北6条1丁目4番地
18	北海道信用金庫石狩支店花川出張所	金融機関	花川南1条3丁目1番地
19	北海道信用金庫花川支店	金融機関	花川南5条2丁目192番地
20	協同組合石狩新港卸センター	他施設	新港西1丁目721－11　石狩新港卸センター会館
21	石狩郵便局	普通郵便局	花川北3条2丁目200番地
22	石狩北郵便局	特定郵便局	八幡2丁目332番地13
23	石狩高岡郵便局	特定郵便局	八幡町高岡251番地5
24	石狩親船郵便局	特定郵便局	親船町60番地9
25	花川南五条郵便局	特定郵便局	花川南5条2丁目218番地2
26	花川北二条郵便局	特定郵便局	花川北2条5丁目57番地6
27	石狩市役所前郵便局	特定郵便局	花川北7条1丁目503番地
28	石狩花川南八条郵便局	特定郵便局	花川南8条3丁目25番地
29	石狩南高校前郵便局	特定郵便局	花川南8条5丁目6番地
30	石狩花川南一条郵便局	特定郵便局	花川南1条2丁目130番地
31	望来郵便局	特定郵便局	厚田区望来94番地22
32	浜益郵便局	特定郵便局	浜益区浜益630番地2
33	学び交流センター	公共施設	花川北3条3丁目1番地　旧紅葉山小学校

石狩市民掲示板『あい・ボード』

市民参加手続や市役所からのお知らせのほか、市民の皆さんも利用できます。

掲示板（30か所）



デジタルサイネージ（3か所）
令和元年11月導入



資料8

デジタル配信等について

石狩市メール配信サービス

毎月１日に市民参加情報やイベント情報などをメール配信しています。

石狩市公式LINE

石狩市公式 LINE
登録方法はこちら！



右のコードをスマホなどで読み取るか、
LINE ID：@ishikari_city で検索を！

- 選挙のお知らせ
- 災害・防災情報（津波、通行止め、断水など）
- 災害・防災情報（気象警報など）
- 熱中症（特別）警戒アラート情報
- バスの運休・迂（う）回情報
- ごみの収集情報
- 除排雪情報（配信期間：12月1日～3月31日）
- 広報いしかりの発行
- パブリックコメントの実施
- ヒグマ出没情報
- イベント情報（主催・共催、定員が設けられていないイベントが対象）

パブコメオンライン提出（Graffer）

オンラインでも意見提出書の受付を可能としております。

（参考）Grafferでの提出実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	6	8	3